特定非営利活動法人クロスフィールズ定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人クロスフィールズという。英文では、CROSS FIELDS と表記する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

（目 的）

第３条　この法人は、企業・行政・非営利組織、また広く一般に対して、社会課題を自分事化する人を増やす活動、及び、課題の現場に資源をおくり、ともに解決策をつくる活動を行うことにより、社会課題が解決され続ける世界を実現する。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(4) 災害救援活動

(5) 国際協力の活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 経済活動の活性化を図る活動

(8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業

(2) 企業・行政等に対する社会課題に関連する研修・講演事業

(3) 企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業

(4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業

(5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第６条この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、賛助会員の入退会、入会金及び会費、会員資格、除名等については、別途規定に定める

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　正会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し代表理事の承認を得なければならない。

２　代表理事は、前項の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を２年以上納入せず、理事会において納入の意志がないものと判断したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第 10 条　正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第 11 条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３人以上１０人以内

(2) 監事１人以上３人以内

2　理事のうち１人を代表理事とする。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　代表理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定に関わらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解 任）

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

（種 別）

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3)　事業報告及び決算

(4) 役員の選任及び解任

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３カ月以内に開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されてい るものに限る以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 32 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 33 条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 34 条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 35 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 36 条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

6　緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛

否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

7　次条の規定にかかわらず、前項の書面決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事1名以上が記名又は記名押印しなければならない。

（理事会の議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（構 成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（区 分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

（管 理）

第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計 1 種とする。

（事業年度）

第 43 条　この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、理事会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 55 条　職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雑 則

（細則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小沼大地
理事	松島由佳
同	中山慎太郎
監　事	川合弘毅

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年7月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年5月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	0円
	賛助会員	(個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員	(個人)	12,000円
		(団体)	120,000円
	賛助会員	(個人) 一口	12,000円(一口以上)
		(団体) 一口	12,000円(十口以上)

この定款は令和　2026年　2月　9日から施行する。